

## 《研究ノート》

# 講義教材としての漫画（cartoon）の有効性

— 法学教育の立場から —

福 島 淳

(1999年9月10日受理)

## 目 次

- 一 大学教育を取り巻く状況変化と新たな大学授業への摸索
- 二 漫画（cartoon）による社会現象の描写
  - (一) 絵による社会描写
  - (二) 漫画（cartoon）と社会科学
- 三 教材としての漫画（cartoon）の有効性
  - (一) 1993年度における試み
  - (二) 漫画（cartoon）以外のマンガの活用
  - (三) 漫画（cartoon）の受け手の「能力」の養成
- 四 おわりに

### 一 大学教育を取り巻く状況変化と新たな大学授業への摸索

大学教育を取り巻く状況変化は著しい。そして、授業のメソッドに関しても、教官自身がかつて学生時代に経てきた受講経験は通用しにくくなっている。例えば、教官は学説論争を、黒板をほとんど使用することなく滔々と講義する。受講生は、それを黙々とノートする。あるいは、分厚いレア・ブーフをとつとつと読み進み、それが1年間の講義スタイルとされる。このような講義メソッドを今日踏襲するとすると、それは、受講学生に対する配慮（＝サービス精神？）をはなはだ欠いた、徽臭い講義であるとの批判にさらされるであろう。

さて今日、旧来の講義方式にとらわれない新たなメソッドを摸索する場合、以下の点に留意する必要があるよう思う。

- ①現代日本社会における物の豊富さ、そして目覚ましい技術革新。例えば、コピーの蔓延は昔話の感となり、いまや電腦社会化の真っ只中。
- ②大学でもサービスが強調される風潮（サービス機関としての大学？）。
- ③若者の文字離れ。視覚＝ビジュアルへの傾倒傾向。
- ④若者の政治、経済、社会の問題への関心の希薄化。
- ⑤したがって、学生の社会を科学する意欲の希薄化。
- ⑥若者の顕著な他者依存傾向（別言すれば、自律・自立性の欠如）。

このように、大学教育を取り巻く最近の著しい状況変化、そしてなによりも学生の質的変容にともなって、今日、講義の新たなメソッドへの摸索は不可避なテーマであると認識せざるをえない。

折しも、筆者が長年法学担当教官として勤務する福岡教育大学における「改革」は、99年度から教育体制の大幅な組み替えを行なったところである。その核ともいるべきカリキュラム再編は、教育大学における法学授業の在り方を新たに摸索する契機ともなっている。すでにある場を得て述べたことであるが、従来、法学教育が社会科教育の一角を成すことを、従来十分認識しないままに、いわばミニ法学部

的な授業姿勢に終始してきたのではなかったかという“自己点検”的必要性を思っている。今般の改革は、例えば、〈初等教育：人文・社会コース〉の学生育成、すなわち人文・社会科学を核にして小学校教師を目指して学ぶ学生に対する法的教育、それがいかにあるべきかという再点検の契機を私に与えた。

さて、そのような大学教育を取り巻く状況の大きな変化のなかで、ビジュアルな手法で、すなわち漫画（cartoon）を教材とする講義を模索しているところである。この模索は、すでに1993年に始めてはいる。（この時の試みについての詳細は後の項で述べる。）このような過去のささやかな試みも踏まえて、漫画（cartoon）を教材とする講義メソッドについて模索のあらましを、その理念づけや有効性の検討を基礎に置きながら、述べてみたい。

実は、私自身、大学院生の頃、あることをきっかけとして朝日新聞（西部版）に幾度か漫画（cartoon）を描く機会を得たことがある。それらは、地方選挙に関して組まれた連載記事の、その各回の記事が世に提起したい争点を、風刺をきかせた1枚の漫画（cartoon）にいわば凝縮する創作作業であった。この経験は、漫画（cartoon）を「読む」側から描く側へと私の視点を転換させる契機ともなった。すなわち、多数の「読み手」を意識して政治現象のあるポイントを1枚の漫画（cartoon）に凝縮するという創作経験は、受け手として漫画（cartoon）を「読み取る」目を決定的に深めてくれた。それは、かなりの文字数を費やしてようやく伝えられることの本質を、わずか一片の漫画（cartoon）が見事に伝え得るという、漫画（cartoon）が有する可能性についての再認識でもあった。このような創作する側としてのささやかな体験も、漫画（cartoon）を講義に取り入れるという発想の背景になっている。

先日、全国の高校生が競い合う「第8回まんが甲子園」（1999年8月8・9日）が新聞やテレビで報じられていた（朝日新聞1999年8月17日、福岡RKB毎日「報道特集」1999年8月22日）。予選テーマを勝ち抜いた30校が、与えられたテーマを「まんが」に表現してその優劣を競った。この大会における「まんが」はヒトコマものに限定されていないようであるが、内容的にはcartoonのジャンルの大会と思われる。漫画（cartoon）の生命は先鋭なアイディアであり、それは的確な社会認識・社会観察から汲みあげられる。漫画（cartoon）という知的創造に取組む若者たちのはじけるような情熱が、見る者にも熱く伝わってきた。

## 二 漫画（cartoon）による社会現象の描写

### （一）絵による社会描写

漫画（cartoon）による社会描写というテーマを考える場合、そもそも、絵はいかに思想を表現するか、あるいはいかに社会問題を捉え得るかという難しいテーマを避けて通り抜けるわけにはいかない。しかし、いまこの難しいテーマを正面から論じる準備は、筆者にはない。このテーマに関わって、とりあえず筆者が直ちに想起するのは、スペインの画家ゴヤ（Francisco Goya y Lucientes 1746–1828）である。昨年9月5日に亡くなつた堀田善衛の長編伝記4部作『ゴヤ』<sup>(1)</sup>は、ゴヤ自身が生き抜いた当時のスペイン社会のさまがゴヤの手によって冷厳に書き残されていることを、教えてくれる。このテーマに最も近いゴヤの創作例としては、『教争の惨禍（Los Desastres de la Guerra）』と総称される84本の版画が挙げられる。またホガース（Hogarth, william 1697–1764）がシャリヴァリ（charivari）を細密に描いた秀逸なエッティングは、ただただ驚嘆するしかない。たった一枚のエッティングが、言語表現でもっては描き尽くせないシャリヴァリという「民族的現象」を描き切っている<sup>(2)</sup>。

日本近世の「風俗」や「世情」については、例えば、葛飾北斎は鋭い風刺絵で剖析している。北斎の絵描きとしての原点を、「画狂人北斎の、『画狂』たる所以、その画に対する執念の凄まじさを知るには、全15編からなる『北斎漫画』に就くに如くはない」とも評される<sup>(3)</sup>。とくにそのうちの第12編（1834年版行）は、当時の貴族や武士に対して、これらを激烈に風刺する<sup>(4)</sup>。ちなみに、近代日本におけるいわゆる絵（絵画）から漫画（cartoon）への過渡が、北斎のこのような作品あるいは歌川芳虎の過激な幕府風刺絵（「道外武者・御代の若餅」1837年）<sup>(4)</sup>に見いだされるように思われる。

ビゴー（Bigot, Georges 1860–1927）<sup>(5)</sup>やワーグマン（Wrigman, Charles 1832–1891）<sup>(6)</sup>は、日本の近代の「世情」を西洋人の目を通して描き残した。例えば、「ビゴーがとらえた明治日本の描写は、

ひとつに世界情勢に通じたものの視野からながめた批評であった。ビゴーは「文明開化から憲法制定、国会開設そして条約改正と日清戦争、あるいは自由民権運動などの、内憂外患さまざまな明治日本の状況を、その渦中に生きたものとして描写している」(酒井忠康「ジョルジュ・ビゴー再考を機に」文献(5)所収)。

なお、我々は過去の時代・社会のその時その時の支配者の肖像画を、世界のあちらこちらで、過去の「文化遺産」の一つとして、うんざりする程見せられる。肖像画は、しかし、それ自体支配の一つの有効な道具立てであることはいうまでもない（支配者の肖像画を掲げて、個人崇拜を強要する政治権力は今も後を絶たない）。明治政府は明治22年から初等教育機関に御真影（天皇の肖像）を下付し始めるが、その狙いは新国家の権力を「目に見える」ものにするところにあった。（御真影は、実はイタリア人キヨッソーネ (Chiossone, Edoardo 1832-98) の手による“絵”の複写であった<sup>(7)(8)</sup>。）天皇制国家の確立に向けての、その有効な手法として、天皇の肖像が御真影という独特の意味づけのもとに利用されたことは、明治国家形成のプロセス上興味深い。

さて、日本における近代漫画 (cartoon) は、新聞・雑誌のなかで発展してきた<sup>(9)</sup>。明治期、大正期の漫画 (cartoon) には、現代の漫画 (cartoon) には見当らない、大衆の政治権力への先鋭で痛烈な批判の情念と論理とを「読み取る」ことができる。（これらに比して、今日の日本漫画 (cartoon) には批判の情念は薄く、痛烈さを欠く。）それらの代表的な例として、自由民権運動期の漫画 (cartoon) がある。この時期は、日本漫画 (cartoon) が「権力への風刺機能」を最もダイナミックに發揮した最初の時期であり、漫画 (cartoon) が新たな国家体制決定の意思表示に積極的に関わったとされる<sup>(4)</sup>。

ところで先日、私たち夫婦は土佐の高知を訪ねた。その折、高知市立自由民権記念館を見学した。保守的傾向に陥りがちな日本の自治体のなかに、自由民権の貴重な歴史を大切にして、その今日的意義を伝えようとする自治体があることに少なからず驚いたことでもあった。この記念館には当時を描いた錦絵や漫画 (cartoon) も豊富に展示され、見学者による自由民権運動の「読み取り」を助けていた。それらは、錦絵の「板垣遭難之図」や、風刺週刊誌『団々珍聞』掲載のビゴーの「トバエ」、「土佐新聞」の挿し絵漫画であり、自由民権運動のなかの人々の熱き息づかいを感じさせるほどであった。

## (二) 漫画 (cartoon) と社会科学

漫画 (cartoon) を含めた絵（美術におけるマンガの位置づけに関して、例えば渡辺俊夫「境界崩れゆく美術とマンガ」朝日新聞1998年9月9日）が、その時々の社会による創造であることからすれば、これらと社会との関係をことさら云々する必要はないのかもしれない。とりわけ、政治問題を扱う漫画 (cartoon) は、人間社会の権力のダイナミズムをいわば凝縮して提示することを生命としている点で、じつに社会そのものといえる。

しかし、教材としての漫画 (cartoon) の有効性を考えるとき、漫画 (cartoon) がいかに社会認識の媒体たりうるかは、前提的テーマとして検討されねばならない。社会認識の媒体として漫画 (cartoon) を見る場合、有効な面と制約的な面、これら両面からを検討する必要があろう。文字表現によるメッセージと、漫画 (cartoon) によるメッセージを比較した場合、いずれが伝達側の意図が受け手側に伝わりやすいか。この問い合わせに対しては、前者による場合は最低限文字表現部分は（「文字どおり」）伝わるのに対して、後者による場合にはメッセージが、何も伝わらないこともあります。漫画 (cartoon) による場合は、それによるメッセージは、それを受けとめる側の広く深い「容力」（すなわち時の政治、経済、社会問題に関する理解力）に加えて、一定の感性を不可欠とするからである。そうであれば、漫画 (cartoon) がどれだけ社会認識の媒体たりうるか、その有効性いかんは、例えば大学授業に用いる場合、受講学生の「容力」および感性の程度に相関する。

一般論としては、漫画 (cartoon) は、対象を客観視し、その本質を掘ることに適した表現方法といえる。それを、あえてやや誇張的に表現すれば、漫画 (cartoon) は、百万の文字を連ねるよりもはるかに的確にコトの本質を表現しうることがある。しかし他面、厳密な論理構造の提示を要する問題描写には十分には適しない。ちなみに、「たしかに、カートゥーンは限定された内容（大衆が知っている内容）についての主張を端的に示すことにはすぐれているが、複雑な内容、専門的な内容を表現するには限界がある」との指摘がある<sup>(4)</sup>。

結局、漫画 (cartoon) の社会認識媒体としての可能性についての総合評価は、限られた利用可能性

ということになろうか。ただし前述のように、受け手側（受講学生）の「容力」および感性の程度にも規定される点にも注意を払う必要があろう。

### 三 教材としての漫画（cartoon）の有効性

#### （一）1993年度における試み

福岡教育大学の1993年度の前期および後期授業の各1科目で漫画（cartoon）を用いてみた。「大学の講義に漫画（cartoon）を用いるのは、いかがなものか？」という迷いを伴うものであったが、とりあえず次のような組立てで講義を行なった。すなわち、これら2種類の講義に共通して、まず受講学生に漫画（cartoon）が情報・思想等の伝達媒体として、どのような有効性と、他方でどのような限界を有するのかを問い合わせるところから始めた。つぎに講義のテーマを、1つは「漫画で社会を科学する」（総合研究Ⅰ）、いま一つは「漫画で学ぶ『日本の憲法政治』」（法学概論／法学概説）と設定し、漫画（cartoon）がとらえてきた社会現象のうち、これら各テーマに関連するものを適宜取捨選択した。そして選択した個々の漫画（cartoon）を読み解きつつ、それらを講義テーマの全体的構成の中に適宜位置づけるべく努めた。このようなメソッドの狙いは、講義テーマについて少しでもリアル感覚をもって受講学生に考えさせるところに置いたつもりである。

ここには、法現象・政治現象についての視覚的把握の有効性を求めて、他面その限界性に注意しつつ、漫画（cartoon）という媒体を通して、文字表現によるだけでは読み取れない問題部分を読み取らせることを狙いとした。

ただし、これらの講義の基礎資料とした歴史的な種々の漫画（cartoon）については、これらを独自に蒐集できたわけではない。とくに後者の科目では、多くを清水勲『漫画の歴史』<sup>(4)</sup>に拠らざるをえなかつた。このような制約要素はまた、2種類の科目の講義内容を似たり寄ったりのものとしてしまつたかもしれない。資料として、過去の漫画（cartoon）（できれば内外を問わず）を講義テーマに則して独自に蒐集し編成する必要があろう。

なお以下に、上記2科目の講義の組立てを示しておく。

##### [その1] テーマ：漫画で社会を科学する [旧科目「総合研究Ⅰ」]

- ①社会科学ってなんだろう？
- ②漫画（cartoon）の効用と限界。
- ③漫画（cartoon）で最近の政治問題を拾い、それらを（眺めるのではなく）「読んでみよう」。
- ④読み取ったそれぞれの漫画（cartoon）を、最近の一連の政治現象として繋いでみよう。そこに何を掘めるか？

##### [その2] テーマ：漫画で学ぶ「日本の憲法政治」[旧科目「法学概論／法学概説」]

現行憲法の歴史的・客観的な位置づけないし評価は、明治国家体制＝明治憲法体制に関する正確な認識を欠いてはできない。そしてこの体制の確立のプロセス＝政治過程は、根本規範としての明治憲法の歴史的性格およびその現実具体的な機能性を規定し、またその後の国家運用に強い影響を与えた。したがつて講義では、明治憲法を静止的に見るのではなく、政治のダイナミズムとして見ていく。

かような講義の枠組みの中で、例えば自由民権運動は極めて重要である。

この運動に関わる漫画（cartoon）を選び出し、それらに凝縮されている《なまの政治現象》を読み取る。

#### （二）漫画（cartoon）以外のマンガの利用

1999年度前期、新たなカリキュラムのもとでの「基礎セミナーⅠ」において、新入生を社会科学へいざなうなかで、法学の立場から、「壱岐中学校体罰事件」を扱った。その際にストーリーマンガを利用した。有名な『家裁の人』である。法学セミナーの特集記事（「『家裁の人』で民事訴訟入門」法学セミナー514号）の一部を基礎にして、これに、裁判例「福岡市立壱岐中学校生き埋め体罰事件（損害賠償請求事件）福岡地判平8.3.19」およびこの事件の関連新聞記事、そしてマンガ雑誌『ビッグコミック』（小学館）の旧号から「沼潰け体罰事件」を描いたシリーズを取り出して、これらをセミナーの参考資料として学生に供した。

上記の『法セミ514号』の記事は、ストーリーマンガそのものを題材とする稀な例である。法学関係の記事にマンガが利用される例は珍しくないが、それらは例外なく文字表現の補充として用いられている（例えば、筆者も過去講義に活用した「バージョンアップ法学入門」法学セミナー472号）。

### （三）漫画（cartoon）の受け手の「容力」の養成

さて、漫画（cartoon）を「読み取る」には、これを「読む」側に一定の「容力」と感性が必要である。本稿の一において述べたよう、学生の質的変容（政治、経済、その他の社会問題への関心の希薄化や、科学する意欲の希薄化）からすると、学生に的確に「読み取る」「容力」と感性を直ちに期待することは難しいように思われる。すなわち、漫画（cartoon）を提示して、直ちに「さあ、読み取れ！」という手法は通じにくい。

そこで、学生の「容力」と感性を養う方法が考えられなければならない。その一つは、以下の方法である。すなわち、受講生に新聞論説を提示し、それをもとにして、漫画（cartoon）を描かせるという試みである。学生は漫画（cartoon）を構想するために、まずはその論説を理解し、かつその論説において問題提起されているところを的確に把握できねばならない。そのうえで、辛い風刺という味付けでそこに問題提起されているところを一枚の構図に凝縮させなければならない。このような方法は、論説に接する学生の姿勢を変え、ひいては「容力」と感性を養うことに資すると考える。

## 四 おわりに

漫画（cartoon）を教材とする講義メソッドへの模索は、〈芸術による思想表現〉という難しいテーマをともなう<sup>⑩</sup>。このテーマについては、本稿ではテーマの存在を確認するにとどまらざるをえないが、法学教育とは別異の観点からも、興味深いテーマである。今後追ってみたい。

思想や社会現象の伝達媒体としては、動く画像である映画、ビデオ類が大学講義でも有効に用いられている例は少なくないと思われる。法学教育の分野でも、可能な領域やテーマについての新たな媒体の利用は、有効であろう。なお、動く画像との比較において、静止した絵である漫画（cartoon）の媒体としての特長を明確にしておく必要もあると考える。

学生の質的変容を含む、最近の大学教育を取り巻く状況の著しい変化のもと、法学講義に学生を引きつけるひとつのメソッドとして漫画（cartoon）を教材とする方法を模索していることは、以上述べた通りである。これらについては、数年来なんらかの形で発表したいと考えてきたものであるが、しかし、当初の若干の気負いは、本稿ではやや空回りの感を免れない。とくに、漫画（cartoon）を豊富に用いて本稿を構成したいとの当初の構想は、厳しい時間的制約もあって果たせなかった。

今後、教室での検証を踏まながら、本テーマについての考えをいま少し進めていきたい。本稿はその起点として、覚え書き的に述べてみたものである。

### 【参照文献】

#### 本文中引用の文献

- (1) 堀田善衛『ゴヤ』全四部（新潮社 1974年）。
- (2) 近藤和彦「シャリヴァリ・文化・ホウガース」思想740号（1986年）。
- (3) 鈴木重三「北斎の線と形」『北斎・江戸情緒』太陽123号（1973年）。
- (4) 清水歎『漫画の歴史』（岩波新書 1991年）。
- (5) 芳賀徹也編『ビゴー素描コレクションI』（岩波書店 1989年）。
- (6) 清水歎編『ワーグマン日本素描集』（岩波文庫 1987年）。
- (7) 多木浩二「天皇の肖像」思想740号（1986年）。
- (8) 多木浩二『天皇の肖像』（岩波新書 1988年）。
- (9) 『昭和新聞漫画史』（別冊一億人の昭和史 每日新聞社 1981年）。
- (10) より難題なジャンルと思われる音楽について、松田智雄『音楽と市民革命』（岩波書店 1985年）など。

その他の参考文献

- (11) 多木浩二『絵で見るフランス革命—イメージの政治学一』(岩波新書 1989年)。
- (12) 小林年也『憲法』(FOR BEGINNERS シリーズ 現代書館 1983年)。
- (13) 須山計一『漫画博物史 [世界編]』(番長書房 1972年)。